上海市人民代表大会常务委员会公告	**上海市人民代表大会常務委員会公告**
第 45 号	第 45 号
《上海市外商投资条例》已由上海市第十五届人民代表大会常务委员会第二十五次会议于 2020 年 9 月 25 日通过，现予公布，自 2020 年 11 月 1 日起施行。	「上海市外商投資条例」は、既に上海市第十五回人民代表大会常務委員会第二十五次会議において 2020 年 9 月 25 日に可決された。ここに公布し、2020 年 11 月 1 日をもって施行する。
上海市人民代表大会常务委员会 2020 年 9 月 25 日	上海市人民代表大会常務委員会 2020 年 9 月 25 日
上海市外商投资条例	**上海市外商投資条例**
（2020 年 9 月 25 日上海市第十五届人民代表大会常务委员会第二十五次会议通过）	(2020 年 9 月 25 日に上海市第十五回人民代表大会常務委員会第二十五次会議において可決)
第一章 总则	**第一章 総則**
第一条 为了进一步推进本市更高水平对外开放，促进和稳定外商投资，保护外商投资合法权益，加快形成全面开放新格局，根据《中华人民共和国外商投资法》《中华人民共和国外商投资法实施条例》等法律、行政法规，结合本市实际，制定本条例。	第一条 本市における更に高い水準の対外開放の更なる推進、外商投資の促進と安定化、外商投資の合法的な権益の保護、及び全面的な開放の新たな局面形成の加速に向けて、「中華人民共和国外商投資法」、「中華人民共和国外商投資法実施条例」等の法律と行政法規に基づき、本市の実状を踏まえ、本条例を制定する。
第二条 本市行政区域内的外商投资及其促进、保护、管理、服务等工作，适用本条例。	第二条 本市の行政区域内における外商投資、及びその促進・保護・管理・サービス提供等の業務は、本条例の適用を受ける。
第三条 本市遵循市场化、法治化、国际化、便利化原则，全面落实外商投资国民待遇，建立和完善外商投资促进与保护机制，营造稳定、透明、可预期和公平竞争的市场环境，提升对外开放水平。	第三条 本市は、市場化・法治化・国際化・利便化の原則にのっとり、全面的に外商投資国民待遇を実施し、外商投資促進・保護メカニズムを確立・完全化し、安定的・透明・予期可能・公平かつ競争的な市場環境を構築し、対外開放の水準を向上させる。

第四条 本市全面落实外商投资准入前国民待遇加负面清单管理制度。在外商投资准入负面清单之外的领域，本市各级人民政府及其部门不得针对外商投资设置准入限制。 本市根据国家规定，在设立、运营、处置等各阶段给予外国投资者及其投资不低于类似情形下给予本国投资者及其投资的待遇。	第四条 本市は、外商投資参入前国民待遇、及びネガティブリスト管理制度を全面的に実施する。外商投資参入ネガティブリスト以外の分野に対し、本市の各級の人民政府及びその部門は、外商投資に対する参入制限を設定してはならない。 本市は、国家の規定に基づき、設立・運営・処分等の各段階において、類似の状況の下で本国の投資者及びその投資に与える待遇を下回らない待遇を、外国投資者及びその投資に与える。
第五条 市、区人民政府应当加强对外商投资工作的组织领导、统筹推进，制定外商投资促进和便利化政策措施，建立健全与外商投资有关的议事协调机制，及时协调、解决外商投资工作中的重大问题。 市商务、发展改革部门按照职责分工，负责外商投资促进、保护、管理和服务等工作；市其他有关部门在各自职责范围内，开展外商投资相关工作。 区人民政府负责外商投资工作的部门（以下简称区商务部门）及其他有关部门按照职责分工，开展本区外商投资促进、保护、管理和服务等工作。	第五条 市・区の人民政府は、外商投資の業務に対する組織としての指導と統括的な推進を強化し、外商投資促進・利便化政策措置を制定し、外商投資に係る議事調整メカニズムを確立・整備し、外商投資業務における重大な問題を速やかに調整・解決するものとする。 市の商務部門と発展改革部門は、職責に従って分業し、外商投資の促進・保護・管理、サービス提供等の業務を担当し、市のその他の関連部門は、各自の職責の範囲内において、外商投資関連業務を展開する。 区の人民政府の外商投資業務を担当する部門（以下「区の商務部門」という。）とその他関連部門は、職責の分業に従って、同区の外商投資の促進・保護・管理・サービス提供等の業務を展開する。
第六条 市、区商务部门牵头协调外国投资者、外商投资企业提出的跨部门、跨区域问题。各相关部门应当按照各自职责，积极推进解决，并将处理结果向市、区商务部门反馈。市、区商务部门应当及时将处理结果向外国投资者、外商投资企业反馈。	第六条 市・区の商務部門は、外国投資者・外商投資企業が提起する、部門又は地域を跨る問題を主導的に調整する。各関連部門は、各自の職責に従って積極的に解決を推進し、取扱結果を市・区の商務部門にフィードバックするものとする。市・区の商務部門は、取扱結果を外国投資者・外商投資企業に速やかにフィードバックするものとする。
第七条 外商投资企业职工依法建立工会组织，开展工会活动，维护职工的合法权益。外商投资企业应当为本企业工会提供必要	第七条 外商投資企業の労働者は、法により労働組合組織を確立し、労働組合活動を展開し、労働者の合法的な権益を保護する。外

的活动条件。	商投資企業は、同企業の労働組合のために必要な活動条件を提供するものとする。
第二章 扩大开放	**第二章 開放の拡大**
第八条 本市强化开放枢纽门户功能，按照国家对外开放总体部署，实施高标准国际投资贸易通行规则，推进从商品和要素流动型开放向规则、规制、管理、标准等制度型开放拓展，在更深层次、更宽领域，以更大力度推动全方位高水平开放。	第八条 本市は、開放の中枢の門戸機能を強化し、国家の対外開放の総体的な手配に従い、高い標準の国際投資貿易通用規則を実施し、製品・要素の流動型開放から、規則・規制・管理・標準等の制度型開放への拡張を推進し、更に深奥かつ広範な分野において、全方位かつ高い水準の開放を更に重点的に推進する。
第九条 本市根据国家有关服务业领域对外开放的部署，推动落实银行、证券、保险、期货、信托投资、资产管理、信用评级等金融领域率先开放，有序推进电信、互联网、医疗、交通运输、文化、教育等领域扩大开放，并主动争取国家其他服务业扩大开放政策措施在本市先行先试。	第九条 本市は、国家の関連サービス業分野の対外開放の手配に基づき、銀行、証券、保険、先物、投資信託、資産管理、信用格付け等の金融分野における率先した開放の実施を推進し、電気通信、インターネット、医療、交通運輸、文化、教育等の分野における拡大開放を秩序的に推進し、かつ、国家のその他のサービス業の拡大開放政策措置の本市における全国に先駆けた試行を主動的に図る。
第十条 中国（上海）自由贸易试验区（以下简称自贸试验区）应当发挥扩大开放试验田作用，加大对外开放力度，对标最高标准、最好水平，根据国家部署实行外商投资试验性政策措施，承担开放压力测试任务，积累可复制可推广经验。 有关外商投资试验性政策措施，本市可以在自贸试验区以外更大地域范围内适用，但国家明确仅适用于自贸试验区的除外。	第十条 中国（上海）自由貿易試験区（以下「自由貿易試験区」という。）は、拡大開放試行地区の役割を発揮し、対外開放の程度を強化し、最高の標準と最良の水準に準じて、国家が実施を手配している外商投資試行政策措置に基づき、開放圧力測定の任務を負担し、複製可能・普及可能な経験を累積するものとする。 関連の外商投資試行政策措置について、本市は、自由貿易試験区以外の更に広い地域の範囲内に、これを適用することができる。ただし、国家がただ自由貿易試験区にのみ適用する旨を明確にしているときは、この限りでない。
第十一条 中国（上海）自由贸易试验区临港新片区（以下简称临港新片区）应当选择符	第十一条 中国（上海）自由貿易試験区臨港新片区（以下「臨港新片区」という。）は、国家

合国家战略、国际市场需求大、对外开放度要求高的重点领域，开展差异化探索，实施更加开放的外商投资自由化便利化政策和制度，推动实现投资经营便利、货物自由进出、资金流动便利、运输高度开放、人员自由执业、信息快捷联通，根据国家规定实施具有国际竞争力的税收制度和政策，打造更加具有国际市场影响力和竞争力的特殊经济功能区。	戦略に適合しており、国際市場におけるニーズが高く、対外開放度の要求の高い重点分野を選択し、差別化の模索を展開し、更に開放的な外商投資の自由化・利便化の政策と制度を実施し、投資経営の利便性、貨物の自由な出入、資金流動の利便性、運輸の高度な開放、人員の自由な開業、及び情報の迅速な連絡の実現を推進し、国家の規定に基づいて国際的な競争力を備えた租税制度・政策を実施し、国際的な市場における影響力と競争力を更に具備した特別経済機能区を建設するものとする。
第十二条 本市根据长江三角洲（以下简称长三角）地区一体化发展国家战略，依托长三角区域工作协作机制，协同推进重点领域对外开放，不断提升长三角地区高质量对外开放整体水平。以长三角生态绿色一体化发展示范区建设为重点和平台，探索形成创新发展制度优势，增强开放联动效应，引导外商投资产业合理布局。推动完善统一的长三角生态绿色一体化发展示范区政府核准的投资项目目录，对目录以外的外商投资项目实行备案。推动外商投资企业登记标准、办理流程和办理模式统一。建立统一的外国高端人才工作许可互认和服务制度。	第十二条 本市は、長江三角洲（以下「長江デルタ」という。）地区一体化発展国家戦略に基づき、長江デルタ区域業務提携メカニズムに依拠し、重点分野の対外開放を協調的に推進し、長江デルタ地区における質の高い対外開放の全体的な水準を不断に向上させる。長江デルタ生態緑色一体化発展模範区の建設をもって、重点及びプラットフォームとし、革新的かつ発展的な制度上の優勢の形成を模索し、開放の連動効果を増強し、外商投資産業の合理的な分布を導く。統一化された長江デルタ生態緑色一体化発展模範区において政府が許認可審査を行う投資プロジェクトリストの完全化を推進し、リスト以外の外商投資プロジェクトに対して届出を実施する。外商投資企業の登記標準・取扱フロー・取扱パターンの統一化を推進する。統一化された外国高度人材の就労許可の相互承認及びサービス制度を確立する。
进一步强化虹桥商务区联通国际功能，聚焦发展现代服务业，深化与长三角的协同联动，打造虹桥国际开放枢纽。	虹橋商務区における国際的な連絡機能を更に強化し、現代サービス業の発展に焦点を当て、長江デルタとの協調的な連動を深化し、虹橋における国際的な開放の中枢を構築する。
第十三条 本市有关部门应当充分发挥中国国际进口博览会（以下简称进口博览会）对扩大开放的溢出效应，发挥进口博览会国际采购平台、投资促进平台、人文交流平台、	第十三条 本市の関連部門は、中国国際輸入博覧会（以下「輸入博覧会」という。）の拡大開放に対する波及効果を十分に発揮させ、輸入博覧会の国際調達プラットフォー

开放合作平台作用，强化对进口博览会参展商对接服务，策划和开展贸易投资配套活动，推动进口博览会与投资促进活动协调联动。	ム、投資促進プラットフォーム、人文交流プラットフォーム、及び開放提携プラットフォームの役割を発揮させ、輸入博覧会の出展業者に対する橋渡しサービスを強化し、貿易投資の関連活動を企画・展開し、輸入博覧会と投資促進活動との協調的な連動を推進するものとする。
第十四条 对扩大开放领域需要国家层面立法保障的，本市应当加强与国家有关部门的沟通，建议对有关法律、行政法规、国务院决定以及部门规章等进行调整适用。 有关法律、行政法规和国务院决定等已对外商投资相关规定作出调整适用，除同时明确须由国家有关部门制定或者调整相关管理办法外，本市应当即时贯彻落实。	第十四条 拡大開放の分野に対し、国家レベルの立法の保障が必要なときは、本市は、国家の関連部門との意思疎通を強化し、関連の法律、行政法規、国務院の決定、部門規則等に対し、調整を加えて適用するよう提案するものとする。 関連の法律、行政法規、国務院の決定等において、既に外商投資の関連規定に対し、調整が加わった適用がなされているときは、国家の関連部門が必ず関連管理弁法を制定又は調整しなければならないという旨が同時に明確にされている場合を除き、本市は、直ちにこれを貫徹・実施するものとする。
第三章 投资促进	**第三章 投資の促進**
第十五条 市、区人民政府应当建立健全由政府主导，专业机构、商会、协会和企业等共同参与的外商投资促进服务体系，为外国投资者、外商投资企业提供全方位、精准化的投资促进服务。	第十五条 市・区の人民政府は、政府が主導し、専門機構、商会、協会、企業等が共同で参加する外商投資促進サービスシステムを確立・整備するものとし、外国投資者・外商投資企業のために全方位の精確な投資促進サービスを提供する。
第十六条 本市建立统一的外商投资促进服务平台，归集外商投资相关法律、法规、规章、规范性文件、政策措施，发布行业动态、投资促进项目信息等，线上线下联动提供投资资讯、项目配对、投资对接等服务。 外商投资促进服务平台应当逐步拓展多语种信息服务。	第十六条 本市は、統一的な外商投資促進サービスプラットフォームを確立し、外商投資関連法律・法規、規則、規範性文書、政策措置をまとめ上げ、業界の動向と投資促進プロジェクト情報等を公布し、オンライン・オフラインで並行して投資情報、プロジェクトの突合せ、投資の橋渡し等のサービスを提供する。 外商投資促進サービスプラットフォームは、多言語情報サービスを段階的に開拓するものとする。

第十七条 市、区人民政府及有关部门应当开展城市推介、区域推介、专题推介、集中签约等多种形式的投资促进活动。	第十七条 市・区の人民政府及び関連部門は、都市の推奨、区域の推奨、特別テーマの推奨、集中締約等の多種の形式の投資促進活動を展開するものとする。
市外商投资促进机构应当宣传上海投资环境，开展投资促进活动，接受外国投资者、外商投资企业的业务咨询，指导各区、自贸试验区、临港新片区、国家级和市级开发区、虹桥商务区等设立的投资促进机构开展外商投资促进工作。	市の外商投資促進機構は、上海の投資環境を宣伝し、投資促進活動を展開し、外国投資者・外商投資企業の業務照会を受け入れ、各区、自由貿易試験区、臨港新片区、国家級・市級の開発区、虹橋商務区等に設立された投資促進機構の外商投資促進業務の展開を指導するものとする。
支持各类投资促进机构在境内外开展投资促进活动，推动投资促进与会展、文化、科技、体育、旅游等大型国际活动联动，拓展引资渠道，提升引资质量。	各種の投資促進機構の中国国内外における投資促進活動の展開を支持し、投資の促進と、展覧会、文化、科学技術、体育、旅行等の大型の国際的な活動との連動を推進し、資金導入ルートを拡張し、資金導入の質を向上させる。
市商务部门应当会同市外事部门对本市在境外开展的外商投资促进活动进行统筹、指导和服务。	市の商務部門は、市の外事部門と共同で、本市が中国国外において展開する外商投資促進活動に対し、統括、指導し、サービスを提供するものとする。
第十八条 本市加强与国际友好城市、友好组织以及其他境外城市、地区在投资经贸领域的交流和合作。 市商务部门、市外商投资促进机构等应当加强与境外驻沪投资促进机构等的联系，建立投资促进合作关系，根据实际需要在境外设立投资促进机构，推动完善海外投资促进网络。	第十八条 本市は、国際友好都市、友好組織その他中国国外の都市・地区との投資経済貿易分野における交流・提携を強化する。 市の商務部門、市の外商投資促進機構等は、中国国外の上海駐在投資促進機構等との連絡を強化し、投資促進提携関係を確立し、実際の必要性に応じ、中国国外において投資促進機構を設立し、海外における投資促進ネットワークを推進・完全化するものとする。
本市在境外设立的投资促进机构应当加强与市、区有关部门以及园区的对接，加强与本市企业海外办事机构的联动，共同做好项目引进等服务工作。	本市が中国国外において設立する投資促進機構は、市・区の関連部門及び園区との連結を強化し、本市の企業の海外事務所との連動を強化し、共同でプロジェクト誘致等のサービス業務を遂行するものとする。
第十九条 市商务部门应当会同有关部门定期编制外商投资指南、外商投资环境白皮书等指引，以中英文等语种公布，并及时更新。区商务部门应当根据实际情况，编制本区外	第十九条 市の商務部門は、関連部門と共同で、定期的に外商投資ガイドライン、外商投資環境白書等の指針を編成し、中文・英文等の言語をもって公布し、かつ、速やかに

商投资指引。	更新するものとする。区の商務部門は、実状に基づき、同区の外商投資指針を編成するものとする。
外商投资指引应当包括本区域经济社会基本情况、重点区域、优势领域等投资环境介绍、外商投资办事指南、投资促进项目信息以及相关数据信息等内容。	外商投資指針は、本区域の経済社会の基本的な状況、重点区域、優勢分野等の投資環境の紹介、外商投資取扱ガイドライン、投資促進プロジェクト情報及び関連データ情報等の内容を含むものとする。
第二十条　鼓励和引导外国投资者在国家《鼓励外商投资产业目录》和本市重点发展领域内进行投资。 外国投资者投资《鼓励外商投资产业目录》内的项目，按照规定享受税收、用地等优惠政策。外商投资鼓励类项目确认手续，通过投资项目在线审批监管平台办理。	第二十条　外国投資者が国家「外商投資奨励産業リスト」と本市の重点発展分野内で投資を行うことについて奨励し、導く。 外国投資者の「外商投資奨励産業リスト」内のプロジェクトへの投資は、規定に従って租税、用地等の優遇政策を享受する。外商投資奨励類プロジェクトの確認手続は、投資プロジェクトオンライン許認可審査監督管理プラットフォームを通じて取り扱う。
外国投资者投资市、区重点发展领域内的项目，市、区人民政府可以在权限范围内制定相关费用减免、用地指标保障等鼓励措施。	外国投資者は、市・区の重点発展分野内のプロジェクトに投資し、市・区の人民政府は、権限の範囲内において関連費用の減免、用地指標の保障等の奨励措置を制定することができる。
第二十一条　本市打造高水平总部经济平台，鼓励外国投资者在本市设立跨国公司地区总部和各类功能性机构，支持其集聚业务、拓展功能，升级为亚太总部、全球总部。跨国公司在沪总部及功能性机构可以享受资金资助和人员出入境、人才引进、资金结算、贸易物流、物品通关等便利化政策。	第二十一条　本市は、高い水準の本部経済プラットフォームを構築し、外国投資者の本市における多国籍企業地域本部と各種の機能性機構の設立を奨励し、その業務の集約、機能の拡張、及びアジア太平洋本部・グローバル本部へのアップグレードを支持する。上海市における多国籍企業の本部と機能性機構は、資金の援助、人員の出入国、人材の誘致、資金の決済、貿易物流、物品の通関等の利便化政策を享受することができる。
市商务部门应当会同有关部门持续创新政策举措，做好跨国公司地区总部和各类功能性机构的引进、认定和服务等工作。 本市鼓励外国投资者在本市设立投资性公司，支持投资性公司依法开展投资活动，为其股权交易、资金进出等提供便利。	市の商務部門は、関連部門と共同で、政策措置を継続的に革新し、多国籍企業の地域本部と各種機能性機構の誘致・認定・サービス提供等の業務を遂行するものとする。 本市は、外国投資者の本市における投資性会社の設立を奨励し、投資性会社の法による投資活動の展開を支持し、その持分の取

	引、資金の出入等のために利便性を提供する。
第二十二条 鼓励外国投资者在本市设立外资研发中心，并升级为全球研发中心。外资研发中心由市商务部门认定。市商务、科技、发展改革等部门应当对经认定的外资研发中心在参与政府科研项目、研发成果产业化、国际国内专利申请、研发用品进口等方面加强服务、提供便利。	第二十二条 外国投資者の本市における外資研究開発センターの設立、及びグローバル研究開発センターへのアップグレードを奨励する。外資研究開発センターは、市の商務部門が、これを認定する。市の商務部門・科学技術部門・発展改革委員会等の部門は、認定を経た外資研究開発センターに対し、政府主導の科学研究プロジェクトへの参加、研究開発成果の産業化、国際・国内特許の申請、研究開発用品の輸入等の面において、サービスを強化し、利便性を提供するものとする。
鼓励外国投资者在本市设立开放式创新平台，聚合先进技术、专家、资金、成果、实验设施等资源，推动中小企业、创新团队与跨国公司对接，提升创新水平。	外国投資者の本市における開放式革新プラットフォームの設立を奨励し、先進技術、専門家、資金、成果、実験設施等の資源を集約させ、中小企業及び革新団体の多国籍企業との連結を推進し、革新水準を向上させる。
第二十三条 本市鼓励在沪金融机构为外商投资企业提供多渠道融资。外商投资企业可以依法通过银行贷款，在中国境内或者境外公开发行股票、公司债券等证券，公开或者非公开发行其他融资工具、借用外债等方式进行融资。	第二十三条 本市は、上海市における金融機構が外商投資企業のために多くのルートを通じた融資を提供することを奨励する。外商投資企業は、法により銀行借入金、中国国内又は中国国外における株券、会社債券等の証券の公開発行、その他の融資商品の公開又は非公開発行、外債の借入れ等の方法を通じ、融資を行うことができる。
本市金融机构根据国家跨境融资管理政策，为外商投资企业开展本外币跨境融资提供相应便利。	本市の金融機構は、国家越境融資管理政策に基づき、外商投資企業の人民元・外貨の越境融資の展開のために相応の利便性を提供する。
第二十四条 鼓励外商投资企业依法在境内进行再投资。 外国投资者以其在中国境内的投资收益在中国境内扩大投资，可以依法享受企业利润再投资暂不征收预提所得税等优惠待遇。	第二十四条 外商投資企業の法による中国国内における再投資の実施を奨励する。 外国投資者の自らの中国国内における投資収益を用いた中国国内における拡大投資は、法により企業利益の再投資における源泉所得税の一時的な不徴収等の優遇措置を享受することができる。

第二十五条 区人民政府可以在法定权限内制定外商投资促进激励措施，对本区域经济社会综合贡献度高的外商投资企业，以及对外商投资促进工作有突出贡献的机构和人员给予奖励。	第二十五条 区の人民政府は、法定の権限内において、外商投資促進奨励措置を制定し、同区域の経済社会への総合的な貢献度の高い外商投資企業、並びに外商投資促進業務に対する突出した貢献のあった機構及び人員に対して奨励を行うことができる。
第四章 投资保护	**第四章 投資の保護**
第二十六条 市、区人民政府及有关部门实施政府资金安排、土地供应、税费减免、资质许可、标准制定、项目申报、职称评定、人力资源等支持企业发展的政策措施，应当依法平等对待外商投资企业。	第二十六条 市・区の人民政府及び関連部門による政府資金の手配、土地の供給、租税公課の減免、資格の許可、標準の制定、プロジェクトの申告、職称の評定、人材資源等の企業発展支援政策措置の実施は、法により外商投資企業に平等に対応するものとする。
外商投资企业通过本市公共资源交易平台，依法平等参与政府采购、招标投标、土地出让、产权交易等活动。	外商投資企業は、本市の公共資源取引プラットフォームを通じ、政府調達、入札募集・入札、土地の譲渡、財産権取引等の活動に法により平等に参加する。
第二十七条 本市对外国投资者的投资依法不实行征收。特殊情况下，为了公共利益的需要，依照法律规定对外国投资者的投资实行征收的，应当严格遵守法定程序，以非歧视性的方式进行，并按照被征收投资的市场价值及时给予补偿。	第二十七条 本市は、外国投資者の投資に対し、法により収用を実施しない。特別な状況の下では、公益の必要性のために、法的規定に従って外国投資者の投資に対し、収用を実施するときは、法定の手続を厳格に遵守し、差別的でない方法をもって行い、かつ、収用される投資の市場価値に従って速やかに補償を与えるものとする。
为应对自然灾害、公共卫生事件等突发事件，市、区人民政府及其有关部门可以依法征用外商投资企业的财产，或者要求生产、供应生活必需品和应急救援物资的外商投资企业组织生产，保证供应。被征用的财产在使用完毕或者突发事件应急处置工作结束后，应当及时返还。外商投资企业的财产被征用或者征用后毁损、灭失的，应当依法给予补偿。	自然災害、公共衛生事件等の突発事件に対応するため、市・区の人民政府及びその関連部門は、法により外商投資企業の財産を収用し、又は生産の手配と供給の保証を、生活必需品又は応急救援物資を生産・供給する外商投資企業に要求することができる。収用された財産は使用が完了し、又は突発事件への応急対応業務が終了した後に、速やかに返還するものとする。外商投資企業の財産が収用され、又は収用後に破損・滅失したときは、法により補償を与えるものとする。

第二十八条 外国投资者在中国境内的出资、利润、资本收益、资产处置所得、取得的知识产权许可使用费、依法获得的补偿或者赔偿、清算所得等，可以依法以人民币或者外汇自由汇入、汇出。外商投资企业的外籍职工和香港、澳门、台湾职工的工资收入和其他合法收入，可以依法自由汇出。任何单位和个人不得违法对币种、数额以及汇入、汇出的频次等进行限制。	第二十八条 外国投資者の中国国内における出資、利益、資本収益、資産処分所得又は取得する知的財産権の使用許諾費用、法により獲得する補償又は賠償、清算所得等は、法により人民元又は外貨をもって自由に受領及び送金を行うことができる。外商投資企業の外国籍労働者及び香港・マカオ・台湾労働者の賃金収入その他合法的な収入は、法により自由に送金することができる。いかなる組織・個人も、通貨、金額、受領・送金の頻度等に対し、違法に制限を加えてはならない。
鼓励本市银行业金融机构加大金融科技应用，为外商投资企业提供涉外收支便利化和结算电子化服务，探索实施外籍和香港、澳门、台湾职工薪酬购汇便利化措施。	本市の銀行業界の金融機構が金融科学技術の応用を強化することを奨励し、外商投資企業のために涉外収支の利便化及び決済電子化サービスを提供し、外国籍並びに香港・マカオ・台湾労働者の報酬を用いた外貨購入利便化措置の実施を模索する。
第二十九条 本市依法严格保护外国投资者、外商投资企业的知识产权，推进跨区域、跨部门知识产权快速协同保护机制建设，不断完善司法和行政执法知识产权保护体系，依法惩处侵犯外国投资者、外商投资企业知识产权的行为。	第二十九条 本市は、法により外国投資者・外商投資企業の知的財産権を厳格に保護し、地域又は部門を跨る知的財産権の迅速協調保護メカニズムの構築を推進し、司法・行政法執行の知的財産権保護システムを絶え間なく完全化し、外国投資者・外商投資企業の知的財産権に対する侵害行為を法により処罰する。
本市各级人民法院对于外国投资者、外商投资企业涉及知识产权的证据保全、行为保全申请，应当快速受理和审查，依法裁定并立即执行。对于重复侵权、恶意侵权以及其他具有严重侵权情节的侵权行为，依法适用惩罚性赔偿等惩处措施。适时出台有关法律适用指引，发布中英文知识产权司法保护典型案例。	本市の各級の人民法院は、外国投資者・外商投資企業の知的財産権に係る証拠保全及び行為保全の申請に対し、迅速に受理・審査し、法により裁定し、直ちに執行するものとする。繰返し権利侵害、悪意の権利侵害その他厳重な権利侵害の情状を有する権利侵害行為に対しては、法により懲罰性賠償等の処罰措置を適用する。関連の法律適用指針を適時に公布し、中文・英文の知的財産権に対する司法上の保護の典型的な事例を公布する。
第三十条 本市有关部门应当建立健全内部管理制度，采取有效措施，保护履行职责过程中知悉的外国投资者、外商投资企业的商	第三十条 本市の関連部門は、内部管理制度を確立・整備し、有効な措置を採択し、職責の履行過程において知り得る外国投資者・

业秘密。依法需要与其他部门共享信息的，应当对信息中含有的商业秘密进行保密处理，防止泄露。	外商投資企業の商業秘密を保護するものとする。法によりその他の部門との情報の共有を要するときは、情報に含まれている商業秘密に対して秘密保持取扱を行い、漏えいを防止するものとする。
本市各级人民法院应当加强商业秘密司法保护，依法适用证据规则，减轻权利人的维权负担。	本市の各級の人民法院は、商業秘密の司法上の保護を強化し、証拠規則を法により適用し、権利者の権利保護のための負担を軽減するものとする。
第三十一条 本市鼓励并依法保障外国投资者、外商投资企业基于自愿原则和商业规则，与本市各类市场主体、科研主体开展技术合作。	第三十一条 本市は、外国投資者・外商投資企業の自由意志の原則及び商業規則に基づいた本市の各種の市場主体・科学研究主体との技術提携の展開を奨励し、かつ、法により保障する。
第三十二条 本市依法保障外商投资企业公平参与政府采购。 本市在政府采购信息发布、供应商条件确定、评标标准等方面，不得对外商投资企业实行差别待遇或者歧视待遇，不得限定供应商的所有制形式、组织形式、股权结构或者投资者国别，以及产品或者服务品牌等，不得对外商投资企业在中国境内生产的产品、提供的服务和内资企业区别对待。	第三十二条 本市は、外商投資企業の政府調達への公平な参加を法により保障する。 本市は、政府調達情報の公布、サプライヤー条件の確定、入札評価標準等の面において、外商投資企業に対する区別待遇又は差別待遇を実施してはならず、サプライヤーの所有制の形式、組織形態、持分構造、投資者の国籍、製品・サービスのブランド等を限定してはならず、かつ、外商投資企業の中国国内において生産する製品及び提供するサービスに対し、内資企業と区別して対応してはならない。
第三十三条 本市制定与外商投资有关的地方性法规、规章、规范性文件，起草部门应当充分听取外商投资企业和有关商会、协会等方面的意见建议。 制定涉及外商投资的规范性文件，应当按照规定进行合法性审核，没有法律、行政法规依据的，不得减损外商投资企业的合法权益或者增加其义务。 本市制定与外商投资企业生产经营活动密切相关的规范性文件和政策措施，应当在施行前留出必要的适应调整期，但国家另有规	第三十三条 本市が外商投資に係る地方性法規、規則及び規範性文書を制定するときには、起草部門が、外商投資企業と関連の商会・協会等の面の意見・提案を十分に聴取するものとする。 外商投資に係る規範性文書の制定は、規定に従って合法性審査を行うものとし、法律・行政法規の根拠を有しないときは、外商投資企業の合法的な権益を減損し、又はその義務を増加してはならない。 本市の外商投資企業の生産経営活動に密切に係る規範性文書と政策措置の制定は、施行前に必要な適応調整期間を留保するも

定以及公布后不立即施行将有碍施行的除外。	のとする。ただし、国家に別段の定めがあるとき、及び公布後に直ちに施行しなければ施行に差し障りのあるときは、この限りでない。
制定机关公布与外商投资密切相关的地方性法规、规章、规范性文件，应当以易读易懂的方式进行解读，提供相应的英文译本或者摘要，并可以根据实际情况，提供多语种译本或者摘要。	制定機関が公布した外商投資に密切に係る地方性法規・規則・規範性文書については、読み易く分かり易い方法をもって解読を行い、相応の英文の訳本又は摘要を提供するものとし、かつ実状に基づき，多言語の訳本又は摘要を提供することができる。
第三十四条 市、区人民政府及其有关部门在其法定权限内向外国投资者、外商投资企业依法作出的书面政策承诺以及依法订立的各类合同，应当严格履行，不得以行政区划调整、政府换届、机构或者职能调整以及相关责任人更替等为由违约毁约。	第三十四条 市・区の人民政府及びその関連部門が、その法定の権限内において、外国投資者・外商投資企業に対し、法により行う書面の政策上の確約、及び法により締結する各種の契約は、厳格に履行するものとし、行政区画の調整、政府の再編成、機構又は職能の調整、関連責任者の交代等を理由として違約し、又は約束を破棄してはならない。
市、区人民政府及其有关部门因超出法定权限导致承诺、合同无效或者无法执行的，应当依法承担法律责任。	市・区の人民政府及びその関連部門は、法定権限の超過により確約・契約が無効化し、又は執行不能になったときは、法により法的責任を負担するものとする。
第三十五条 本市保障外商投资企业依法平等参与地方标准的制定、修订工作，对于与外商投资企业生产经营密切相关的地方标准，应当充分听取外商投资企业的意见，探索提供标准征求意见稿的英文译本或者摘要。外商投资企业可以推荐代表参加本市相关专业标准化技术委员会。鼓励外商投资企业代表参加全国专业标准化技术委员会。市场监管部门和有关部门应当依法公开地方标准制定、修订的全过程信息，为外商投资企业参与地方标准起草相关工作、标准翻译以及标准国际化合作等提供便利和指导。	第三十五条 本市は、外商投資企業の地方標準制定・改正業務への法による平等な参加を保障し、外商投資企業の生産経営に密切に係る地方標準に対し、外商投資企業の意見を十分に聴取し、標準意見募集稿の英文の訳本又は摘要の提供を模索するものとする。外商投資企業は、代表を推薦し、本市の関連の専門標準化技術委員会に参加することができる。外商投資企業の代表の全国専門標準化技術委員会への参加を奨励する。市場監督管理部門と関連部門は、地方標準制定・改正の全過程の情報を法により公開し、外商投資企業の地方標準起草関連業務への参加、標準の翻訳、標準の国際的な提携等のために、利便性と指導を提供するものとする。
不得利用标准以及地方标准指导性技术文件，实施妨碍外商投资企业参与公平竞争的	標準及び地方標準指導性技術文書を利用し、外商投資企業の公平な競争への参加の

行为。	妨害行為を実施してはならない。
第三十六条 外商投资企业可以依法从事本市供水、供气、污水处理、垃圾处理，以及城市道路、公路、城市轨道交通和其他公共交通等建设、运营项目特许经营活动。 本市城市基础设施领域特许经营政策，依法同等适用于外商投资企业。	第三十六条 外商投資企業は、本市の給水、ガス供給、汚水処理、ごみ処理、都市道路・公路・都市鉄道交通その他公共交通等の建設・運営プロジェクトの特許経営活動に法により従事することができる。 本市の都市インフラ分野の特許経営政策は、法により同等に外商投資企業に適用される。
第三十七条 外商投资企业或者其投资者认为行政机关及其工作人员的行政行为侵犯其合法权益的，可以向市商务部门、区人民政府指定的外商投资部门或者机构（以下简称投诉工作机构）投诉。投诉工作机构应当按照分级负责原则，会同有关部门处理投诉人反映的问题。 市商务部门应当会同有关部门建立外商投资企业投诉工作联席会议制度，协调、推动市级层面的外商投资企业投诉工作，指导、监督各区外商投资企业投诉工作。市商务部门应当完善投诉工作规则、健全投诉方式、明确投诉处理时限，并对外公布。	第三十七条 外商投資企業又はその投資者は、行政機関及びその職員の行政行為が自らの合法的な権益を侵害しているものと考えたときは、市の商務部門又は区の人民政府が指定する外商投資部門又は機構（以下「クレーム業務取扱機構」という。）にクレームを提起することができる。クレーム業務取扱機構は、分級担当原則に従い、関連部門と共同で、クレーム提起者が報告する問題を取り扱うものとする。 市の商務部門は、関連部門と共同で外商投資企業クレーム取扱業務合同会議制度を確立し、市級の外商投資企業クレーム取扱業務を調整・推進し、各区の外商投資企業のクレーム取扱業務を指導・監督するものとする。 市の商務部門は、クレーム取扱業務規則を完全化し、クレーム提起方法を整備し、クレームの取扱期限を明確化し、かつ、対外的に公布するものとする。
第三十八条 本市依托多元化纠纷解决平台，建立和完善调解、商事仲裁、行政裁决、行政复议、诉讼等有机衔接、相互协调的多元化纠纷解决机制，为外商投资企业提供高效、便捷的纠纷解决途径。 本市鼓励和支持依法设立的仲裁机构探索体制机制创新，依据法律、法规并借鉴国际商事仲裁惯例，完善与外商投资相适应的仲裁规则，提高商事纠纷仲裁的国际化程度，	第三十八条 本市は、多元化紛争解決プラットフォームに依拠し、調解、商事仲裁、行政裁決、行政不服審査、訴訟等の有機的な連携を確立・完全化し、相互に連携している多元化紛争解決メカニズムは、外商投資企業のために効率的かつ簡便な紛争解決ルートを提供する。 本市は、法により設立された仲裁機構による体制・メカニズムの革新の模索、法律・法規に基づき国際的な商事仲裁慣例に倣った外商投資に適した仲裁規則の完全化、商事紛

尊重当事人意思自治，允许当事人依法选择适用仲裁程序和法律规则，提供独立、公正、专业、高效的仲裁服务。	争仲裁の国際化の程度の向上、当事者の私的自治の尊重，仲裁手続と法律規則の適用の法による選択の当事者への許可、及び独立的・公正・専門的・効率的な仲裁サービスの提供を奨励・支持する。
涉及外商投资的重大、复杂、疑难行政复议案件，应当由行政复议委员会审议，并安排熟悉国际经贸投资规则的非常任委员或者专家参与。	外商投資に係る重大・複雑・難解な行政不服審査案件に対し、行政不服審査委員会は、これを審議し、国際的な経済貿易投資規則を熟知している非常任委員又は専門家の参加を手配するものとする。
根据国家统一部署，积极推动国际商事审判组织建设，创新国际商事审判运行机制，加快形成与上海国际商事纠纷解决需求相适应的审判体制机制。	国家の統一的な手配に基づき、国際的な商事審判組織の建設を積極的に推進し、国際的な商事審判運営メカニズムを革新し、上海の国際的な商事紛争解決のニーズに適した審判体制メカニズムの形成を加速する。
第三十九条 外商投资企业可以依法成立商会、协会，有权自主决定参加或者退出商会、协会，法律、法规另有规定的除外。	第三十九条 外商投資企業は、法により商会・協会を設立し、商会・協会の参加又は退出を自主的に決定することができる。ただし、法律・法規に別段の定めのあるときは、この限りでない。
本市支持商会、协会依照法律、法规、规章和章程的规定，及时反映会员的诉求，为会员提供信息咨询、宣传培训、市场拓展、经贸交流、权益保护、纠纷处理等方面的服务。	本市は、商会・協会による法律、法規、規則及び定款の規定に従った会員の請求の速やかな報告、会員のための情報の照会、宣伝・研修、市場開拓、経済貿易交流、権益の保護、紛争の取扱い等の面のサービスの提供を支持する。
第五章 投资管理与服务	**第五章 投資の管理及びサービス**
第四十条 外国投资者在外商投资准入特别管理措施（负面清单）规定限制投资的领域投资的，应当符合股权、高级管理人员等特别管理措施的要求，不得投资禁止投资的领域。外商投资准入负面清单以外的领域，按照内外资一致的原则实施管理。	第四十条 外国投資者は、外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）に投資の制限が規定されている分野に投資するときは、持分、高級管理職員等の特別管理措置の要求を満たすものとし、投資が禁止されている分野には、投資することができない。外商投資参入ネガティブリスト以外の分野は、内外資一致の原則に従って管理を実施する。
本市市场监管、发展改革以及其他行业主管部门在依法办理企业登记注册、项目核准或者备案、行业许可等事项时，应当履行负面清单审核职责，为外国投资者、外商投资企	本市の市場監督管理部門、発展改革委員会その他業界主管部門は、企業登記登録、プロジェクト許認可審査又は届出、業界許可等の事項を法により取り扱うときは、ネガティブリ

业提供相关咨询服务，并加强跨部门信息共享，对经其他部门审核通过的，相关部门应当简化负面清单审核流程。	スト審査の職責を履行し、外国投資者・外商投資企業のために関連照会サービスを提供し、かつ、クロスファンクショナル情報の共有を強化し、その他の部門の審査を経て可決されたものに対しては、関連部門は、ネガティブリスト審査の流れを簡素化するものとする。
第四十一条 申请外商投资企业设立、变更登记时，申请人承诺符合负面清单要求，并承诺所提交的章程、协议、决议和任职资格证明等材料真实、合法、有效的，市场监管部门可以对提交的材料进行形式审查，材料齐全、符合法定形式，能够当场作出决定的，应当当场作出书面决定，但法律、法规另有规定的除外。	第四十一条 外商投資企業が設立・変更登記を申請する場合において、申請者がネガティブリスト要求への適合を確約し、かつ、自らが提出した定款、協議書、決議、任職資格証明等の資料の真実性・合法性・有効性を確約したときは、市場監督管理部門は、提出された資料に対して形式審査を行うことができ、資料が完備し、法定の形式を満たしており、その場で決定を下すことができるときは、その場で書面の決定を下すものとする。ただし、法律・法規に別段の定めのあるときは、この限りでない。
第四十二条 外国投资者、外商投资企业在本市新建或者并购涉及固定资产投资的项目，应当按照国家和本市相关规定，在项目实施前通过投资项目在线审批监管平台，向发展改革等部门申请办理外商投资项目核准或者备案。 除负面清单内非禁止投资的项目以及国家和本市规定内外资均需核准的项目实施核准管理外，发展改革等部门应当按照内外资一致原则对外商投资项目实行备案管理，收到外国投资者、外商投资企业在线提交的项目全部信息后即为备案。 本市外商投资项目核准和备案管理办法，由市人民政府制定发布。	第四十二条 外国投資者・外商投資企業が本市において固定資産の投資に係るプロジェクトを新設又は買収するときは、国家と本市の関連規定に従い、プロジェクトの実施前に投資プロジェクトオンライン許認可審査監督管理プラットフォームを通じ、外商投資プロジェクトの許認可審査又は届出の取扱いを発展改革委員会等の部門に申請するものとする。 ネガティブリスト内で投資が禁止されていないプロジェクト、及び内資・外資がいずれも許認可審査を要するという旨を国家と本市が規定しているプロジェクトについて許認可審査管理を実施する場合を除き、発展改革委員会等の部門は、内外資一致の原則に従って外商投資プロジェクトに対する届出管理を実施し、外国投資者・外商投資企業がオンライン提出するプロジェクト全部情報を受領した後、直ちに届出とする。 本市の外商投資プロジェクト許認可審査と届出管理弁法は、市の人民政府が、これを制定・公布する。

第四十三条 外国投资者、外商投资企业应当通过企业登记系统以及企业信用信息公示系统，向商务部门报送投资信息。市商务部门应当为外国投资者、外商投资企业报送投资信息提供指导。 外商投资信息报告的内容和范围按照确有必要的原则确定，能够通过部门共享获得的信息，不得再行要求报送。市商务、市场监管部门应当做好相关业务系统的对接和工作衔接。	第四十三条 外国投資者・外商投資企業は、企業登記システム及び企業信用情報公示システムを通じ、投資情報を商務部門に届け出なければならない。市の商務部門は、外国投資者・外商投資企業による投資情報の届出のために、指導を提供するものとする。 外商投資情報報告の内容と範囲は、確かな必要性の存在の原則に従って確定し、部門間の共有を通じて獲得することのできる情報は、届出を再び要求してはならない。市の商務部門と市場監督管理部門は、関連業務システムの連結及び業務の連携を遂行するものとする。
第四十四条 本市有关部门应当按照国家外商投资安全审查制度和工作要求，配合国家开展相关工作。	第四十四条 本市の関連部門は、国家外商投資安全審査制度及び業務要求に従い、国家に協力して関連業務を展開するものとする。
第四十五条 市发展改革、商务、经济信息化部门应当会同有关部门、相关区人民政府建立健全重大外商投资项目服务制度。对列入重大外商投资项目清单的，通过建立绿色通道、提供“一站式”服务等方式，统筹推进准入、规划、用地、环保、用能、建设、外汇等事项，并支持项目落地。其中，符合本市重大工程项目规定的，纳入市级重大工程建设协调机制予以推进。	第四十五条 上海市発展改革委員会・商務部門・経済情報化部門は、関連部門及び関連区の人民政府と共同で、重大外商投資プロジェクトサービス制度を確立・整備するものとする。重大外商投資プロジェクトリストに載せられているプロジェクトに対しては、特例措置の確立、「ワンストップ行政」サービスの提供等の方法を通じ、参入、計画、用地、環境保護、エネルギー使用、建設、外貨等の事項を統括的に推進し、かつ、プロジェクトの実施を支持する。そのうち、本市の重大工事プロジェクト規定を満たしているときは、市級の重大工事建設調整メカニズムに組み入れ、推進する。
第四十六条 本市建立健全与外商投资企业的政企沟通机制。 市、区人民政府及有关部门应当通过定期召开“圆桌会议”或者实地走访、问卷调查、网络意见征询等多种方式，听取外商投资企业意见建议，及时了解并帮助企业解决生产	第四十六条 本市は、外商投資企業との政府・企業意思疎通メカニズムを確立・整備する。 市・区の人民政府及び関連部門は、「円卓会議」の定期的な招集・開催、実地訪問、アンケート調査、オンライン意見募集等の多種の方法を通じて外商投資企業の意見・提案を

经营中遇到的问题，研究完善相关政策措施。	聴取し、企業の生産経営の面で直面する問題を速やかに理解し、その解決を支援し、関連の政策措置を研究・完全化するものとする。
外国投资者、外商投资企业可以通过“12345”热线、企业服务云、外商投资促进服务平台、商会、协会等渠道，反映相关诉求和意见建议，有关部门应当及时研究处理。	外国投資者・外商投資企業は、「12345」ホットライン、企業クラウドサービス、外商投資促進サービスプラットフォーム、商会、協会等のルートを通じ、関連の請求・意見・提案を報告することができ、関連部門は、速やかに研究し、取り扱うものとする。
第四十七条 本市科技、出入境管理部门为外商投资企业外籍职工提供工作许可和出入境、停居留等便利，通过“外国人工作、居留单一窗口”办理工作许可和居留许可的，应当在七个工作日内一次办结。	第四十七条 本市の科学技術部門と出入国管理部門は、外商投資企業における外国籍労働者のために就労許可、出入国、停留、在留等の利便性を提供し、「外国人就労許可・在留許可単一窓口」を通じて就労許可と在留許可を取り扱うときは、七営業日以内に一度に完了するものとする。
本市科技部门对于外商投资企业引进的外籍高科技领域人才、技能型人才以及其他经认定的急需紧缺人才办理工作许可，可以适当放宽年龄、学历、工作经历等限制。	本市の科学技術部門は、外商投資企業が誘致した外国籍ハイテク分野人材、技能型人材その他認定を経た切に必要な不足人材が取り扱う就労許可に対しては、適切に年齢、学歴、業務経歴等の制限を緩和することができる。
对接受外商投资企业邀请开展商务贸易的外籍人员，出入境管理、边检部门应当按照规定，给予口岸签证和过境免签便利。	外商投資企業の招へいを受けて商務貿易を展開する外国籍人員に対し、出入国管理部門と国境警備検査部門は、規定に従って出入国審査場ビザと越境ビザ免除の利便性を与えるものとする。
第四十八条 市商务部门会同有关部门依托“一网通办”开设涉外服务专窗，为外籍等人员和外商投资企业提供服务事项清单、办事指南等英文指引服务。	第四十八条 市の商務部門は、関連部門と共同で、「オンラインワンストップ公共サービス」に依拠して涉外サービス専用窓口を開設し、外国籍等の人員及び外商投資企業のためにサービス事項リスト、取扱ガイドライン等の英文指針サービスを提供する。
第四十九条 市、区人民代表大会常务委员会通过听取专项工作报告、开展执法检查等方式，加强本行政区域内外商投资工作监督。 市、区人民代表大会常务委员会充分发挥代	第四十九条 市・区の人民代表大会常務委員会は、特別業務報告の聴取、法律執行検査の展開等の方法を通じ、本行政区域内の外商投資業務の監督を強化する。 市・区の人民代表大会常務委員会は、代表

表作用，组织代表围绕外商投资开展专题调研和视察等活动，汇集、反映外国投资者、外商投资企业的意见建议，督促有关方面落实外商投资的各项工作。	の役割を十分に発揮し、代表を組織して外商投資をめぐる特別テーマ調査研究や視察等の活動を展開し、外国投資者・外商投資企業の意見・提案を集約・報告し、外商投資の各業務の実施を関連部門に督促する。
第六章 附则	**第六章 附則**
第五十条 香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区投资者，以及定居在国外的中国公民在本市投资，参照本条例执行；法律、行政法规或者国务院另有规定的，从其规定。	第五十条 香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区の投資者並びに中国国外に定居している中国の公民の本市における投資は、本条例を参照して執行し、法律、行政法規又は国務院に別段の定めのあるときは、その定めに従う。
第五十一条 本条例自 2020 年 11 月 1 日起施行。	第五十一条 本条例は、2020 年 11 月 1 日をもって施行する。